

○経済産業省令第十五号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(業務主任者の講習)</p> <p style="text-align: center;">第二十三条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">2・3 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">4 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(充てんを行う者の講習)</p> <p style="text-align: center;">第七十四条 〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(業務主任者の講習)</p> <p style="text-align: center;">第二十三条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">2・3 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p style="text-align: center;">(充てんを行う者の講習)</p> <p style="text-align: center;">第七十四条 〔略〕</p>

2・3 [略]

4 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由に

より前二項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは

経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を

受けなければならない。

(液化石油ガス設備士の講習)

第百九条 [略]

2 [略]

3 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由に

より前二項の期間内に講習を受けることが困難であるときは

経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受け

なければならない。

2・3 [略]

[新設]

(液化石油ガス設備士の講習)

第百九条 [略]

2 [略]

[新設]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。